
第 5 次 広 陵 町 総 合 計 画

(基本計画編 基本政策素案 4 から 6)

令和 3 年 11 月現在
広 陵 町

第5次広陵町総合計画 基本計画編 基本目標素案

目 次

【基本目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち	1
施策4-1 防災・減災体制の強化	1
施策4-2 防犯・交通安全の充実	4
施策4-3 保健・医療の充実	7
施策4-4 高齢者福祉の充実	12
施策4-5 障がい者福祉の充実	16
施策4-6 地域福祉の充実	20
施策4-7 社会保障の適正運用	23
【基本目標5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち	26
施策5-1 生涯学習の推進	26
施策5-2 地域コミュニティの育成	30
施策5-3 スポーツの振興	33
施策5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用	36
施策5-5 人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進	40
【基本目標6】地域が活性化するまち	45
施策6-1 農業の振興	45
施策6-2 地域経済の振興	50
施策6-3 観光・交流の振興	54

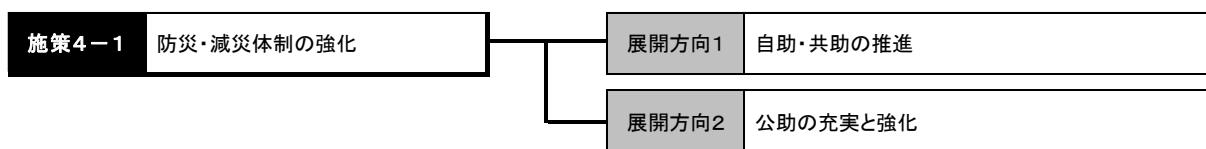
【基本目標 4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

施策 4-1 防災・減災体制の強化



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

いっどこで起きるのか分からない災害に対し、地域における防災力を高め、住民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
自然災害による死傷者数	人	安全安心課資料	0 (令和2年度)	→

◆現状と主要課題

- 内閣府の「令和3年版防災白書」によると、近年、世界中で気象災害が頻発するなど気候変動が現実のものとなっており、我が国においても、平成29（2017）年7月の九州北部豪雨、平成30（2018）年の7月豪雨、令和元（2019）年の東日本台風など、気象災害による激甚な洪水氾濫、土砂災害が頻発しているとされています。
- 同白書では、今後も気候変動により、大雨や洪水の発生頻度が増加するという予測のもと、これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代に入ったことを認識する必要があるとされています。
- 本町は、平成19（2007）年から地域に根ざした防災を推進していくため、「災害に強い人づくり」、「災害に強い組織づくり」、「災害に強い地域づくり」の3つの柱を立て、積極的な防災対策に取り組んできました。
- 平成30（2018）年には、住民、自主防災組織、防災士ネットワーク、事業者及び福祉施設の役割と行政の責務を明らかにし、地域の防災力の向上を図り、全ての方が安全・安心して暮らせる災害に強いまちの実現に寄与することを目的に「広陵町地域防災活動推進条例」を制定しています。

○近年、全国的にこれまでの想定を大きく上回る災害外力（災害を引き起こす力）の高まりが顕在化している中、特に大規模災害の発生時には、行政自らも被災し、人・物・情報など利用できる資源に強い制約を受けるおそれがあります。

○そのため、行政、消防、警察等の公的機関が取り組む「公助」に加え、住民が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや発災時には隣近所で助け合うなど、「自助」、「共助（近助）」に根ざした地域防災活動をより積極的に後押しする必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】自助・共助（近助）の推進

<目標>

災害の被害を最小限に食い止められるよう、住民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、互いに協力して助け合う、地域主体の防災活動の充実を図ります。

<手段>

○自助・共助による日頃の備えの強化に結びつくよう、余裕をもって安全に避難するためのマイタイムライン¹や自助・共助（近助）の必要性の普及啓発を推進します。

○高齢者や障がいのある方など、避難行動や避難所等での生活が困難な「避難行動要支援者（災害時要援護者）」が、災害時に適切な支援を受けられるよう、関係者との協力体制の構築に取り組めます。

○地域の防災力を効果的・効率的に高められるよう、住民の防災訓練への参加の促進、自主防災組織に対する支援の充実、防災リーダーの育成等を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
自助・共助に対する普及啓発の回数	回	安全安心課資料	1 (令和2年度)	↑
避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の登載者のうち、個別支援計画書の完成割合	%	安全安心課資料	43.8 (令和2年度)	↑
防災訓練や避難訓練の実施回数	回	安全安心課及び区・自治会資料	5 (令和2年度)	↑
防災訓練への参加者数	人	安全安心課資料	約 800 (令和元年度)	↑
自主防災組織への補助件数	件	安全安心課資料（活動・資機材含む。）	24 (令和2年度)	↑
広陵町防災士ネットワーク会員数	人	安全安心課資料	163 (令和2年度)	↑

¹ 災害の発生に備え、自身や家族のあるべき行動について、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を時系列に整理した個人の防災行動計画のこと。

【展開方向2】公助の充実と強化

<目標>

災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制づくりを推進します。

<手段>

- 県や周辺自治体等との連携・協力のもと、治水・排水体制の充実を図ります。
- 応急復旧に必要な資機材の不足等を補えるよう、災害時相互応援協定の締結を推進します。
- 発災時に迅速かつ的確に情報を収集・伝達するための情報連絡体制の強化を図ります。
- 消防水利施設の適切な維持管理や消防団員の確保等により、常備消防力の維持・確保に努めます。
- 旧耐震基準²により建築された既存住宅の所有者に対し、耐震化の必要性及び行政の取組みを説明し、耐震化の促進に結びつけます。
- 上水道や下水道等のライフラインの耐震性能の向上を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響にも配慮しつつ、食料・飲料水や衛生用品等の緊急物資の計画的な備蓄を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
雨水貯留施設の整備進捗率	%	馬見川、古寺川、広瀬川における調整池の整備率	0 (令和2年度)	↑
災害時相互応援協定の締結数(累計)	件	安全安心課資料	80 (令和3年3月31日現在)	↑
消防団員の定員充足率	%	実際の団員数÷条例定数130人 実際の団員数×100	88.5 (令和2年度)	↑
住宅ストックの耐震化率	%	居住世帯のある総住宅ストックのうち、新の耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	90.8 (令和2年度)	↑
水道配水管の耐震化率	%	耐震化した配水管延長÷町全体の配水管延長×100	11.3 (令和2年度)	↑
下水道管渠の老朽化率	%	法定耐用年数を超えた管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和2年度)	→
下水道管渠の改善率	%	更新した管渠延長÷町全体の管渠延長×100	0 (令和2年度)	↑
備蓄庫整備率(避難所)	%	安全安心課資料	56.0 (令和3年3月31日現在)	↑

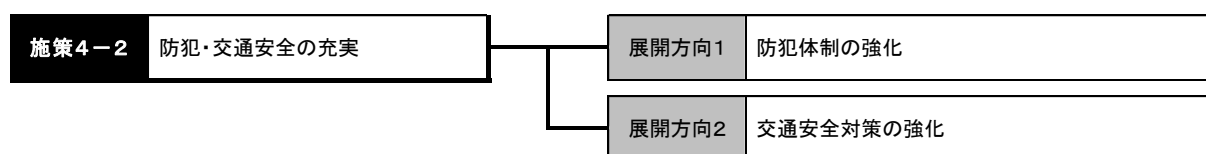
² 昭和56(1981)年5月以前の構造基準のことで、この基準で建築された建物は、震度5強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷しないが、それを超える大規模地震に対する安全性を検討する必要があるとされている。

施策 4－2 防犯・交通安全の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民が交通事故や犯罪、消費者トラブルに遭わずに安全・安心して暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
刑法犯認知件数	件	奈良県警察本部 HP	78 (令和2年度)	↓
特殊詐欺の被害件数と被害額	件・千円	奈良県警察本部 HP	件数: 1 被害額: 約 160 (令和2年度)	↓
人身交通事故の発生件数	人	奈良県警察本部 HP	死亡: 2 負傷: 90 (令和2年度)	↓

◆現状と主要課題

【防 犯】

○近年、本町の刑法犯認知件数は概ね減少基調で推移しており、令和2年（2020）年では78件、過去5年間で最も多かった平成26（2014）年の116件と比べて減少しています。その内訳をみると、総数に占める割合が大きい窃盗が平成26（2014）年の106件から令和2年（2020）年の33件に激減しているのが目立ちます。

○警察庁の「令和2年版警察白書」によると、刑法犯認知件数に占める65歳以上の高齢者の被害件数の割合は、平成21（2009）年以降、一貫して増え続け、令和元（2019）年では12.3%となっているほか、特殊詐欺³の被害者の内、高齢者が約8割を占めています。

³ 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空又は他人名義の預金口座への振込みなどの方法により、被害者に現金等を交付させたりする詐欺のこと。

○消費者庁の「令和3年版消費者白書」によると、平成23（2011）年以降、65歳以上の高齢者の消費生活相談件数は、平成30（2018）年に約35.8万件とピークに達し、その後は減少傾向に転じているものの、依然として高い水準にあるとされています。

【交通安全】

- 近年、本町の交通事故の発生件数は、平成26（2014）年の164件をピークに一貫して前年を下回る傾向が続いており、令和2年（2020）年では78件、対平成26（2014）年比で約5割（52.4%）と半減しています。
- 平成27（2015）年以降、本町で高齢者が加害者となった交通事故の割合は、平成30（2018）年の26%から令和元（2019）年の17%、また、被害者となった交通事故の割合は、平成28（2016）年の24%から令和元（2019）年の15%といずれも低下しているものの、交通事故による死者数のうち、高齢者が占める割合は年々上昇傾向で推移しています。
- 今後、高齢化の進展を背景に、65歳以上の高齢者の方が交通事故や犯罪、消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっていくことが大いに懸念される中、住民に身近な場所で発生する犯罪等を未然に防止するため、住民一人ひとりが常日頃からの防犯及び交通安全等に係る意識啓発に努める必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】防犯体制の強化

＜目標＞

地域ぐるみで犯罪を未然に防止するための環境づくりを推進します。

＜手段＞

- 各種啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、地域主体の防犯活動を支援します。
- 地域との連携・協働により、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯に配慮した環境づくりを推進します。
- 警察や各種関係団体と連携しながら、高齢者が特殊詐欺の被害に遭わないための注意喚起・普及啓発の強化を図ります。
- 子どもや高齢者の位置情報の把握による見守りなど、ICTを活用した犯罪の抑止・予防対策を検討します。
- 奈良県警察による情報配信システム（ナポくんメール）の活用促進等により、住民への犯罪発生情報や防犯関連情報の迅速な提供に取組みます。
- 消費生活に関する安全・安心の確保のため、引き続き香芝市との共同により開設している消費相談窓口を継続運営するとともに、消費者トラブルへの未然防止につながるよう消費生活に関する事例情報を発信します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地域見守りボランティア登録者数	人	安全安心課資料	49 (令和2年度)	↑
防犯カメラの設置台数(累計)	台	町及び区・自治会設置件数	41 (令和3年3月31日現在)	↑
特殊詐欺に関する啓発活動の件数	回	安全安心課資料	6 (令和元年3月31日現在)	→
消費生活トラブルに関する公表事例数	件	地域振興課資料	44 (令和2年度)	↑

【展開方向3】交通安全対策の強化

＜目標＞

交通安全意識の向上と交通安全対策の充実を図ります。

＜手段＞

- 子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた体系的な交通安全教育・普及啓発活動を推進します。
- 学校、保護者、道路管理者、警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- 高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向け、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進します。
- 交差点の改良、道路反射鏡（カーブミラー）や道路標識の新設・補修、路面標示等による交通安全施設の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

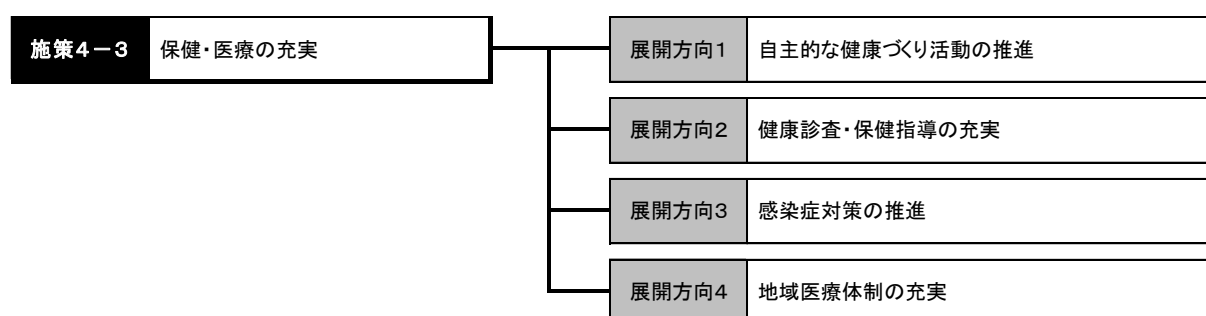
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
交通安全教室の実施回数	回	町内で開催した交通安全教室数	52 (令和元年度)	↑
運転免許証を自主返納した高齢者数(累計)	人	運転免許証を返納し、補助制度を申請した人数	157 (令和3年3月31日現在)	↑

施策4-3 保健・医療の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民自らが積極的に健康づくりに取り組み、生涯にわたって元気でいきいきと暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
健康寿命(65歳平均自立期間)	年	奈良県資料	男性:83.19 女性:85.43 (平成30年)	↑
平均寿命	年	奈良県資料	男性:84.91 女性:89.40 (平成30年)	↑

◆現状と主要課題

【保健】

○奈良県健康福祉部の資料によると、65歳平均自立期間で算出した健康寿命⁴について、本町は男性が83.19歳、女性が85.43歳であり、本町を含めた比較10市町の中では、高い方から男性が8番目、女性は9番目と低位に位置しています。

○平成25(2013)年度以降、本町の各種がん検診の受診率は、概ね増加傾向で推移しているものの、胃がん・肺がん・大腸がん検診は平成25(2013)年度は7.0%から平成27年度(2015)が16.0%、乳がん・子宮頸がん検診は平成25(2013)年度は16.7%から平成29(2017)年度が23.9%といずれも比較的低い水準にとどまっています。

⁴ 健康上のトラブルによって、日常生活が制限されずに暮らせる期間。

○今後、高齢化の進展等に伴い、健康寿命の延伸を図ることがますます重要になっていくと見込まれる中、「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民が日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むことができるよう、乳幼児から高齢者に至るまで住民のライフステージに応じた健康の保持・増進に資する取組みの充実を図る必要があります。

○疾病の予防及び早期発見・早期治療を促進するため、予防接種の接種率や各種健康診査・検診の受診率の向上に努める必要があります。また、近年、全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等を背景に、妊娠・出産・子育てに対して不安感や孤立感を持つ保護者の増加が懸念されている中、母子保健の充実を図る必要があります。

【医 療】

○今般の新型コロナウイルスへの対応を踏まえた感染症の感染拡大の防止や、住民が各自の疾病やケガの状況に応じた適切な医療を安定的に受けられるよう、地域医療機関との連携・協力体制を強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】自主的な健康づくり活動の推進

<目標>

より多くの住民が自らの健康に対して強い関心を持ち、自主的・自発的な健康づくり活動に取り組めるよう支援の充実を図ります。

<手段>

○生活習慣病や喫煙や受動喫煙など、住民が健康に関する正しい知識を持てるようがん予防推進員と協働で、情報提供や啓発活動を推進します。

○地域巡回型健康教室「広陵元気塾」の実施等を通じ、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動を支援します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
がん予防推進員登録数	人	けんこう推進課資料	10 (平成30年度)	→
広陵元気塾の参加者数	人	けんこう推進課資料	1,814 (令和元年度)	↑

【展開方向2】健康診査・保健指導の充実

<目標>

住民が適切に健康の保持・増進を図ることができるよう、これを支える環境を整えます。

<手段>

- 妊娠期から子育て期に至るまで、母子の健康の保持・増進を切れ目なく支援するため、関係機関との連携・協力体制を強化します。
- 乳幼児の健やかな成長を支援するため、乳幼児健診を充実させる体制づくりを推進します。
- 妊娠期から出産、子育てまで母子が健康を保持・増進できるよう、妊娠期からの相談や新生児訪問等の取組みを推進します。
- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査⁵の受診率及び特定保健指導⁶の利用率の向上に向けた取組みを推進します。
- 疾病の予防及び早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実や受診しやすい体制づくりを推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
乳幼児健康診査受診率	%	けんこう推進課資料	1.6ヶ月:98.0 3.6ヶ月:98.5 (令和2年度)	↑
新生児訪問応答率	%	けんこう推進課資料	98.0 (令和2年度)	↑
特定健診受診率	%	けんこう推進課資料	39.3 (平成30年度)	↑
がん検診受診率	%	けんこう推進課資料	31.6 (平成29年度)	↑
特定保健指導利用率	%	けんこう推進課資料	19.7% (平成30年度)	↑

⁵ 生活習慣病の発症や重症化の予防のため、40から74歳までの人を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目にした健康診査。

⁶ 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対し、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すための支援を行うこと。

【展開方向3】感染症対策の推進

<目標>

感染症の感染拡大予防やまん延を防止するための取組みを強化します。

<手段>

- 保護者が予防接種の必要性を理解し、子どもが予防接種を受けることができるよう受診勧奨を行います。
- 県や医療機関との連携・協力のもと、必要な対策を迅速に講じるための危機管理体制を強化します。
- 住民に対して感染症の予防や対処方法に関する情報提供の充実を図ります。
- 予防接種の接種率向上のための普及啓発活動や、マスク・消毒薬等の衛生用品の備蓄・管理体制の整備を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
MR(麻しん・風しん)2期 (小学校就学前1年間) 対象者の予防接種率	%	けんこう推進課資料	96.2 (令和2年度)	↑
関係機関連携確保数	箇所	けんこう推進課資料	19 (令和2年度)	→
BCG 接種率	%	けんこう推進課資料	97.6 (令和2年度)	↑
感染症の予防に関する 情報提供の頻度(広報掲 載回数)	回	けんこう推進課資料	8 (令和2年度)	↑

【展開方向4】地域医療体制の充実

<目標>

住民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。

<手段>

- 町外を含めた医療機関との連携・協力のもと、救急医療体制の強化を図ります。
- 住民が各自の疾病やケガの状況に応じ、よりの確な医療を受けることができるよう、情報提供の充実を図ります。
- 住民の日々の健康管理に対する意識向上や医療機関の適正な受診を促進するため、かかりつけ医の普及・定着に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

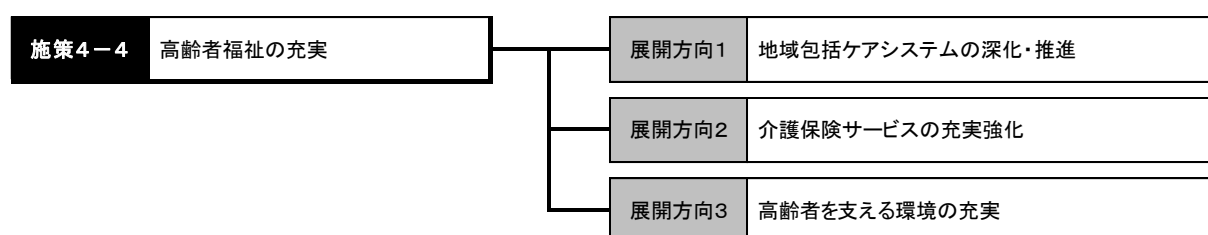
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
必要な時に必要な医療を受けている住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
かかりつけ医を持っている住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑

施策4-4 高齢者福祉の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送っているまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
要介護・要支援認定者数	人	介護福祉課資料	1,501 (令和2年度)	→
要介護・要支援認定者に占める認知症高齢者の割合	%	介護福祉課資料	84.4 (令和元年 11月 1 日現在)	→

◆現状と主要課題

- 内閣府の「令和3年版高齢社会白書」によると、我が国の老年人口（65歳以上）は、昭和25（1950）年には総人口の5%に満たなかったものの、昭和45（1970）年に7%を超え、さらに平成6（1994）年には14%を超えています。高齢化率はその後も上昇を続け、令和2（2020）年10月1日現在で28.8%に達しています。
- 近年、本町の老年人口の増加幅は拡大傾向で推移しており、平成12（2000）年から17（2005）年の863人増から平成27（2015）年から令和2（2020）年の1,239人増となっています。また、75歳以上の高齢者人口は、平成12（2000）年の1,699人から令和2（2020）年の4,200人と約2.5倍（2,501人増）増加しています。
- このような状況の中、近年、要介護・要支援認定者数も概ね増加傾向が続いています。令和2（2020）年度の要介護・要支援認定者数は1,501人であり、令和元年（2019）年度の1,386人と比べて115人増加しています。
- 全国的に昭和22（1947）年から24（1949）年頃の第1次ベビーブーム世代に生まれた「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年以降、医療や介護に対する需要がさらに

- 増加すると見込まれる中、国は令和7（2025）年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、生活支援、住まい、医療の5つを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の構築を実現するとしています。
- 本町においても、国の動きと歩調を合わせ、高齢者が要介護状態になった場合でも、住み慣れた地域や家庭の中で最期まで自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図っていくことが極めて重要な政策課題となっています。

◆施策の展開方向

【展開方向1】地域包括ケアシステムの深化・推進

<目標>

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、安定した在宅生活を継続できる基盤づくりを推進します。

<手段>

- 介護保険のような公的サービス（フォーマルサービス）だけでなく地域住民による見守り・支援（インフォーマルサービス）が増えるように、担い手づくりの講座を実施し、参加者が増えるような取組みを進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、町・地域包括支援センターが中心となって、多職種・他機関と連携を図る場である地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に、検討事例を増加させます。
- 在宅医療と介護サービスが一体的に提供され、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活ができる人が増加するような取組みを推進します。
- 介護予防リーダーの養成等を通じ、住民の自助（自ら元気になろうとする取組み）と互助（お互いの関係性により元気になる取組み）に根ざした介護予防活動の普及啓発を図ります。
- 介護のみならず、権利擁護や生活支援など、高齢者やその家族からのさまざまな相談に的確に対応できるよう、地域包括支援センターの専門職の人員配置を強化します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「通いの場 ⁷ 」への実参加者数	%	住民アンケート調査	519 (令和2年度)	↑
地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例数	件	介護福祉課資料	76 (令和2年度)	↑
短期集中予防サービスの利用者数	人	要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方（事業対象者）を対象とした	5 (令和2年度)	↑

⁷ 住民同士が地域の集会所などで気軽に集う介護予防の拠点。自分達で活動内容を決め、ふれあいを通して「いきがいきづくり」「仲間づくり」など、活動と社会参加の場でもある。

		「介護予防・生活支援サービス事業」の利用者数		
介護予防リーダーの実活動者数	人	介護福祉課資料	65 (令和2年度)	↑

【展開方向2】介護保険サービスの充実強化

<目標>

介護サービスの質の維持・向上と介護保険事業の適正な運用を図ります。

<手段>

- サービス提供事業者との連携・協力のもと、必要なサービス量の確保及び質の向上に努めます。
- 専門職に限らず、地域の多様な団体・住民等が介護の支え手となるように、住民主体の協議体である「広陵ささえ愛」の支援を行います。
- 運動機能等が低下し、日常生活における家事等に支援が必要となった高齢者に対し、再び自分で日常生活を送れるようになるための機能訓練や生活援助等を提供する「自立支援型ケアマネジメント」を推進します。
- 利用者本人や家族のニーズに合った介護サービスを提供できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修会や地域ケア会議の参加を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
要支援・要介護者の保険給付件数	件	介護福祉課資料	1,408 (令和2年度)	→
ケアプラン点検 ⁸ の実施件数	件	介護福祉課資料	76 (令和2年度)	↑
介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修会開催回数（年）	回	介護福祉課資料	4 (令和元年度)	↑
地域ケア会議の開催回数	回	介護福祉課資料	23 (令和2年度)	↑

⁸ 介護を必要とする高齢者等の尊厳ある自立支援を目的として、要介護高齢者等の心身の状況等に応じた適切なケアプランが作成されているかを確認、助言、指導すること。

【展開方向3】高齢者を支える環境の充実

<目標>

高齢者一人ひとりが、地域の中で自立していきいきと暮らし続けられる環境づくりを推進します。

<手段>

○高齢者が地域社会の一員として、生涯にわたっていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の充実を図ります。

○見守り、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援など、高齢者の日常生活を支援する各種サービスの提供に向けて、仕組みやネットワークづくりに取り組みます。

○高齢者が日常生活の中で、お互いにふれあい、交流できる場や機会の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

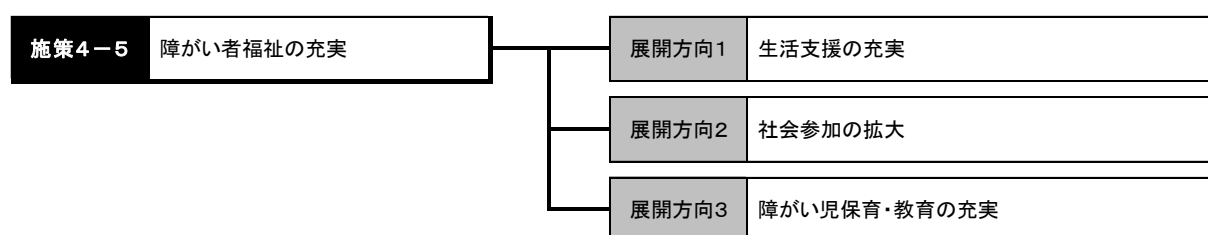
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
シルバー人材センター会員の就業率	%	公益社団法人 広陵町シルバー人材センター資料	95 (令和2年2月28日現在)	↑
要支援者で介護保険サービス以外のサービスを利用している人の割合	%	介護予防評価・介護保険計画アンケート調査	43.1 (令和元年度)	↑
老人クラブ会員数	人	介護福祉課資料	2,160 (令和3年3月31日現在)	↑

施策４－５ 障がい者福祉の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

障がいのある方もない方も、あらゆる人が支え合いながら、地域で共に暮らし、自立した生活を送っている「共生社会」の実現を目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障がい別手帳所持者数	人	社会福祉課資料	身体障がい:1,132 知的障がい:299 精神障がい:264 (令和3年9月30日現在)	—
福祉サービス提供事業所数(通所・入所)	事業所	社会福祉課資料	14 (令和3年9月30日現在)	↑
福祉サービス提供事業所における受入定員数(通所・入所)	人	社会福祉課資料	218 (令和3年9月30日現在)	↑

◆現状と主要課題

○本町における障がいある方の人数（障がいのある方が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数）について、令和元（2019）年と令和3年（2021）を比べると（各年9月30日現在）、身体障がい者は1,153人から1,132人と減少傾向、また、知的障がい者は297人から299人と横ばい、精神障がい者は244人から264人と増加傾向で推移しています。

- 近年、日中活動の場として福祉サービス（福祉事業所）を利用している精神障がい者は増加傾向で推移しているものの、これらの利用者の多くは町外の事業所を利用している状況にあります。
- 奈良県では、平成28（2016）年4月1日、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現を目的として、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行しています。
- 現在、本町では、平成30（2018）年3月に策定した「広陵町第3期障がい者計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和5（2023）年度）」に基づき、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取り組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまちの実現を目指しています。
- 今後も引き続き、障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して日常生活を営むことができるよう、「乳幼児～学齢期～成人期～高齢期」に至るまで一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】生活支援の充実

<目標>

障がいのある方が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

<手段>

- 町内に日中活動の場を確保できるよう、サービスの必要量に合わせた事業所の誘致に取組みます。
- 福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備を支援するとともに、ひとり暮らしを希望する方に対する支援体制の充実・強化を図ります。
- 今後の福祉ニーズの多様化に対応できるよう、障がい福祉担当職員は県が主催する研修会に積極的に参加するとともに、地域の福祉サービス事業所職員と勉強会の場を持つことで、福祉人材の養成・確保に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町が誘致したグループホームの設置数(累計)	件	社会福祉課資料	令和4年度以降に把握	↑
福祉施設や精神科病院から地域生活に移行した人数(累計)	人	社会福祉課資料	2 (令和3年9月1日現在)	↑
地域の福祉サービス事業所職員と勉強会開催回数	回	社会福祉課資料	0 (令和2年度)	↑

【展開方向2】社会参加の拡大

<目標>

障がいのある方が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう働く場や社会参加の機会を確保します。

<手段>

- 障がいのある方が奈良県主催の障がい者スポーツ大会や障がい者作品展へ積極的に参加できるよう、スポーツ、文化、芸術など地域におけるさまざまな活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 住民の障がいに対する理解を深め、地域の中で障がいのある方への配慮が実践され、障がいのある方とない方の交流を深められるよう、福祉サービス事業所で製作された授産品の販売を庁舎内で行ったり、いのちを守るまちづくりイベントにおいて障がい者理解に繋がる啓発ブースを設けたりするなど、理解・啓発活動に取組みます。
- 既存の町内企業等における受入体制の整備や障がいに対する理解の促進を図ります。
- 障がいのある方が町内企業等へ就労した後も、安定的な就業生活を維持できるよう、切れ目のない支援に取組みます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障がい者に関する理解・啓発活動回数	回	社会福祉課	12 (令和2年度)	↑
町が誘致した就労系福祉サービスの事業所数(累計)	事業所	社会福祉課資料	令和4年度以降から把握	↑
福祉施設から一般就労への移行者数(累計)	人	社会福祉課資料	3 (令和3年9月1日現在)	↑

【展開方向3】障がい児保育・教育の充実

<目標>

障がい児や発達に課題のある子どもが、その個性や能力を最大限に活かせるよう支援に取組みます。

<手段>

- 障がいの特性や発達段階に応じた適切な教育及び療育が受けられるよう、幼稚園・保育園・学校が連携し、保育・教育内容の充実を図ります。
- 保護者が安心して子育てができるよう、子どもの障がいや発達段階に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 新生児の訪問指導や健康相談、乳幼児の心身の発達段階に応じた健康診査等を通じ、障がいの早期発見・早期療育体制の充実を図るため、子育て包括支援会議への参加や自立支援協議会におけるこども部会へ参加し、ケースの共有はもとより、福祉サービス事業の把握など情報収集を行い、適切なサービス提供体制の構築に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

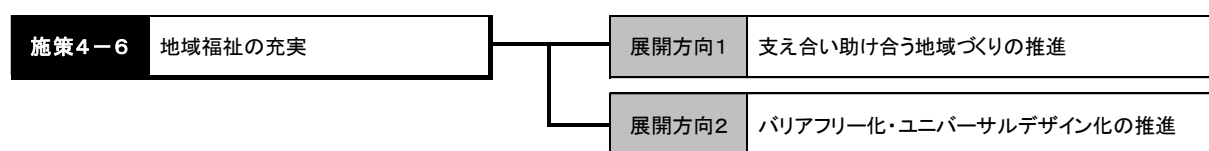
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障がい児、発達に課題のある子どもに係る計画相談支援の担当者数	人	社会福祉課資料	6 (令和3年9月30日現在)	↑
医療型児童発達支援及び医療型放課後デイサービスの事業所数	事業所	社会福祉課資料	0 (令和3年9月30日現在)	↑

施策 4－6 地域福祉の充実



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民、地域、各種団体など多様な主体が共に支え合いながら、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地域活動やボランティア活動に参加している人の割合	%	「参加しており、今後も参加したい」と回答した人の割合（住民アンケート調査）	15.2 （平成 30 年度）	↑

◆現状と主要課題

- 近年、全国的に少子高齢化や世帯の小規模化の進展等を背景に、人と人のつながりの希薄化が進み、地域で孤立する人々の増加、子育ての不安やストレスに起因する児童虐待、高齢者の孤独死など、地域社会が抱える福祉課題が多様化・複雑化する中、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手となる人づくりの重要性が高まっています。
- 本町が「広陵町地域福祉計画（平成31（2019）年4月策定）」の策定過程において実施した住民アンケート調査によると、「地域にあるさまざまな福祉の課題に対し、地域住民が自主的に支え合い、助け合う関係が必要だと思うか」を質問した結果、「必要だと思う（45.7%）」と「どちらかといえば必要だと思う（41.6%）」を合わせた「必要」が約9割（87.3%）を占めています。
- しかし、「地域活動やボランティア活動への参加状況」では、「参加しており、今後も参加したい」が15.2%、「参加しているが、今後は参加しない」が2.8%であり、これらを合わせた「参加している」は18.0%にとどまっています。

○これまで本町では、地域福祉活動の活性化を図るため、社会福祉協議会⁹によるボランティアセンター¹⁰の機能強化や地域で活躍されているボランティアの紹介等に取り組んできました。

○今後、子どもから高齢者までより多くの住民が担い手となり、住民同士が協力して支え合う地域共生社会の実現に向け、小・中学生や若者にも関心・興味を持ってもらえるような啓発活動や新たな担い手の発掘等を通じ、地域が主体となった福祉活動を促進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】支え合い助け合う地域づくりの推進

<目標>

住民一人ひとりの助け合いの意識を醸成しながら、住民同士がお互いに協力して支え合う地域福祉活動を推進します。

<手段>

○地域福祉活動に対する理解と参加を促進するため、広報紙やホームページなど多様な媒体を通じた啓発活動の充実を図ります。

○子どもや若者を含めたより多くの住民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう、活動参加へのきっかけづくりやボランティアセンターの機能強化の支援に取組みます。

○地区公民館や集会所等を活用し、住民同士が気軽にふれあい、仲間づくりや出会いの機会を持てる場づくりを推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ボランティア登録しているグループ数	団体	社会福祉課資料	30 (令和3年3月31日現在)	↑
ボランティア登録している個人の数	人	社会福祉課資料	11 (令和3年3月31日現在)	↑
ふれあい・いきいきサロン ¹¹ の開催箇所数	箇所	社会福祉課資料	24 (令和3年3月31日現在)	↑

⁹ 全国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉活動を推進している民間組織のこと。地域において、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や住民活動への支援、共同募金運動への協力など、さまざまな事業を実施している。

¹⁰ ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人の相談に応じる窓口であり、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供等を行っている。

¹¹ ボランティア団体や区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など、住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める活動。

【展開方向2】バリアフリー化・ユニバーサルデザイン^{1 2}化の推進

<目標>

高齢の方や障がいのある方など、誰もが安心してまちを歩き、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、人にやさしいまちづくりを推進します。

<手段>

- ユニバーサルデザインの考え方のもと、既存の公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。
- 「広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」に基づき、段差の少ない歩道の整備等を推進します。
- 住民、地域及び事業者との連携・協働により、地域ぐるみでユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくため、各主体の責務や基本的な事項を定めた指針等の検討に取り組めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
ユニバーサルデザインに対応した公共施設の数(累計)	施設	社会福祉課資料	2 (令和3年3月31日現在)	↑

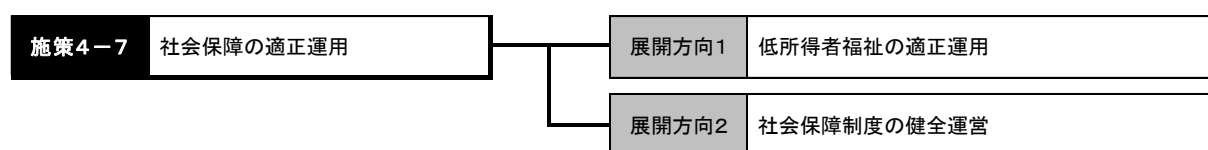
^{1 2} 年齢や性別等に関わらず、全ての人が利用しやすい生活環境をデザインすることを意味するもので、障壁を除去するというバリアフリーを包含し発展させた考え方のこと。

施策4-7 社会保障の適正運用



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民が生活上の困難や課題に直面した場合でも、行政から適切な支援を受けることで安心して暮らせるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
保護種類別の被保護世帯数	世帯	社会福祉課資料	生活扶助: 109 住宅扶助: 97 教育扶助: 3 介護扶助: 42 医療扶助: 126 その他の扶助: 4 (令和3年9月現在)	—

◆現状と主要課題

【低所得者福祉】

- 近年、生活保護の被保護世帯数は、平成27（2015）年度の124世帯に対して令和3年9月時点では134世帯と、微増傾向で推移しています。また、保護種類別にみると、医療扶助が平成27（2015）年度の109世帯から令和3年9月時点では126世帯と6.1%増加しているのが比較的目的立つ状況にあります。
- 現在、本町では、生活保護の支給決定等を所管する奈良県中和福祉事務所との連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。また、生活保護受給者には、単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員¹³に日々の見守りなどの協力を求めています。
- 生活保護受給者の中には、受給に至った当時の状況から生活状況が改善しているにもかかわらず就労には至らず、生活保護を受給し続けているケースが存在しています。このよ

¹³ 厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けた時、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手。

うな状況を改善し、生活に困窮する住民の生活の安定と自立を促進するため、生活保護の受給に至る前の段階から就労支援等に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用及び個々の状況に応じた自立支援を推進する必要があります。

【社会保障制度】

○今後、本町においても加入者の高齢化や医療の高度化等に伴い、1人当たりの医療費の増加が予測される中、国民健康保険をはじめとする各種社会保障制度の安定的な運営を図るため、各種保健事業の充実や保険税（料）の適時適切な見直しなどに継続的に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】低所得者福祉の適正運用

<目標>

生活に困窮する住民が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、社会的・経済的な自立を促進するための取組みの充実を図ります。

<手段>

- きめ細やかな相談対応や関係機関が実施している経済的支援、就労支援、住宅確保支援等の利用促進により、生活困窮者の自立を促進します。
- 生活保護の受給には至らないものの、さまざまな要因から生活に困窮している住民に対し、相談から自立まで継続的な支援を実施します。
- 奈良県中和福祉事務所や民生委員・児童委員等との連携を強化し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進します。
- 子どもの貧困対策として、県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援や生活支援を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
生活の自立により生活保護を脱した世帯の数	世帯	社会福祉課資料	4件 (令和3年度) * 令和3年10月15日現在	↑
生活保護相談件数と受給決定件数(解消率)	世帯	社会福祉課資料	相談件数 26 件 受給決定数 14 件 (53.8%) (令和3年度) * 令和3年10月15日現在	—
生活保護世帯訪問件数(中和福祉事務所)	世帯	中和福祉事務所	106 件 (令和3年度) * 令和3年9月末現在	↑
要対協議件数	回数	こども課確認	14 回 (令和3年度) * 予定数	↑

【展開方向2】社会保障制度の健全運営

<目標>

国民健康保険や後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な財政運営に取り組めます。

<手段>

- 医療費の適正化にも結びつくよう、各種保健事業の充実を図ります。
- 国民健康保険について、奈良県との連携のもと、保険税の適時適切な見直しや収納体制の充実等に取り組めます。
- 後期高齢者医療制度の被保険者の健康保持・増進に資するため、健康診査や歯科健康診査の受診率向上に取り組めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
国民健康保険税の収納率 (現年)	%	税務課資料	98.22 (令和2年度)	↑

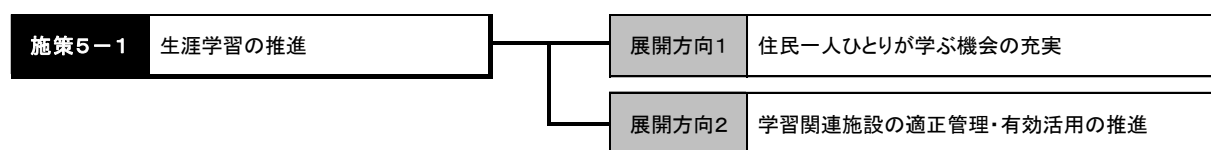
【基本目標 5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち

施策 5-1 生涯学習の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

住民一人ひとりが自ら進んで学び、さまざまな課題を自ら解決する「生きる力」を養うことができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
日常的に生涯学習活動に取り組んでいる住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に実施	↑

◆現状と主要課題

- 文部科学省の「令和元年度 文部科学白書」によると、近年、「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性は一層高まっているとしています。
- 国は、平成30（2018）年6月に閣議決定した「第3期教育振興基本計画¹⁴（対象期間：平成30（2018）から令和4（2022）年度）の中で、人生100年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成するとしています。
- これまで本町では、住民による自主的・主体的な学習活動を促進するため、町ホームページ等を活用した継続的な学習意欲の喚起、各種学習講座・教室の開催、指導者及び関係団体の育成等に取り組んできました。
- 中央公民館は、席数408席（内、車いす用4席）の大ホール（かぐや姫ホール）と調理実習室や陶芸室、多目的室、会議室等を備えた本町の主要な生涯学習施設であり、平成27

¹⁴ 教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。

(2015) 年度以降の利用件数及び利用人数は、増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移しています。

- 同施設は、昭和48（1973）年の建設から約50年が経過し、平成7（1995）年に屋根をステンレス板葺きに改修済み、平成24（2012）年に屋上をシート防水による改修済みとなっているものの、外壁の床の一部に割れやタイルの剥がれがあるなど老朽化が進行しています。
- これからの公民館は、生涯学習活動、文化芸術推進のあり方を明確にし、地域共生社会のプラットフォームとなるよう、個人的学習だけではなく、集団的自立的学習の機会と場を保障し、人々のネットワークを広げ、幅広いまちづくり人材の育成を積極的に進めていかなければなりません。
- 広陵町立図書館は、平成9（1997）年に竣工され、25年が経過しています。公園が隣接するなどの立地条件から町外の利用者も気軽に利用できる施設ですが、町内地域に利用の隔たりがみられます。近年、利用者のニーズが多岐にわたり、図書館の利用形態（利用方法）が変化していることから、施設のスペースを有効活用しながら、図書館サービスの向上に取り組めます。
- 公共施設の施設機能については、生涯学習施設においても計画的な予防保全の実施、施設機能の維持・向上、安全かつ効率的な維持管理を行うために、複合化・集約化による維持管理費用等の縮減、受益者負担の適正化を図ってまいります。
- 今後、本町でも健康寿命の延伸に伴い、人生100年時代の到来が想定される中、住民が生涯にわたって心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送れるようにするためには、若者や現役世代など、生涯学習への参加が少ない層を含め、より多くの住民が学習活動の場に参加できるよう、多様な学習機会や各種情報提供の充実を図る必要があります。
- 住民がより安全・安心かつ快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組むことができるよう、既存の生涯学習関連施設の機能の維持・向上を図る必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】住民一人ひとりが学ぶ機会の充実

<目標>

若い世代やこれまで学びの場に参加できなかった方々にとっても、魅力的で参加しやすい学習機会の提供に努めます。

<手段>

- 住民が生涯学習活動を通して学んだ成果をより良い人づくり・地域づくりに活かすことができ、それらが新たな学びにつながる、学びが循環する仕組みづくりを検討します。
- 多様な世代の住民が場所的・時間的な制約を受けずに、生涯学習活動に積極的に取り組めるよう、社会的課題や地域的課題等にも対応した特色ある講座・教室の充実を図ります。

- 地域主体の生涯学習活動を促進するため、住民の自主的・主体的な生涯学習活動をけん引するリーダーの育成・活用や出前講座・教室の充実を図ります。
- 生涯学習活動にこれまで参加できなかった世代の層が学習活動に参加するきっかけとなるよう、さまざまな媒体を活用し、生涯学習に関する各種情報提供の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
これまで生涯学習活動を通じて身につけた知識・技能や経験を地域や社会での活動に活かしている住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に実施	↑
区・自治会にて実施された子育て支援、学校教育支援、地域ボランティア活動等の実績件数	件	アンケート調査	令和4年度以降に実施	↑
町の登録団体が主体となって実施する生涯学習に関する講座数	件	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に実施	↑
町の登録団体が主体となって実施する生涯学習に関する講座の参加者数	人	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に実施	↑
町主催の講座を通じてはじめて生涯学習活動に取り組んだ町民の数	人	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に実施	↑
中央公民館主催の各種講座・教室の受講者数	人	中央公民館資料	1,917 (令和元年度)	↑
中央公民館育成クラブの会員数(育成クラブ数)	人	中央公民館資料	715人(61団体) (令和2年度)	↑
図書館講座の参加者数	人	図書館資料	1,249 (令和2年度)	↑
レファレンス件数	件	図書館資料	144 (令和2年度)	↑
蔵書冊数	冊	図書館資料	302,076 (令和2年度)	→

【展開方向2】生涯学習関連施設の適正管理・有効活用の推進

<目標>

住民がより安全・安心で快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組めるよう、これを支える基盤の充実に努めます。

<手段>

- 若年・子育て世帯、高齢者など、さまざまな世代の多種多様なニーズに応じられるよう、既存の生涯学習関連施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存の生涯学習関連施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- 誰もが場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも学べるよう、ICTを活用した学習環境の整備に取り組めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

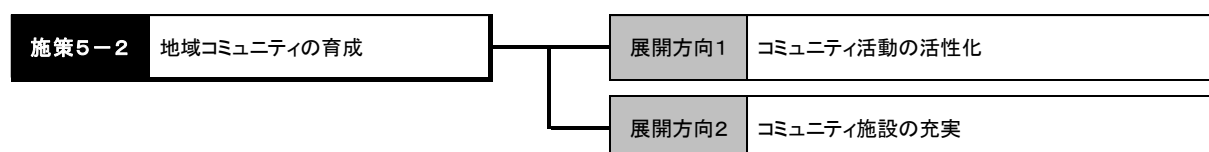
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
中央公民館における各部屋等の稼働率	%	生涯学習文化財課資料	多目的室 61.2 和室(大) 59.3 和室(小) 51.9 研修室 51.7 ホール 45.2 大会議室 39.9 小会議室 37.5 工作室 22.8 調理実習室 19.5 茶室 14.0 (令和2年度)	↑
中央公民館における各部屋等の全体の稼働率	%	生涯学習文化財課資料	40.3 (令和2年度)	↑
中央公民館の利用者数	人	中央公民館資料	35,118 (令和元年度)	↑
生涯学習関連施設における維持管理上の不備による事故件数	件	生涯学習文化財課・中央公民館及び図書館資料	令和4年度以降に実施	→
図書館入館者数	人	図書館資料	98,493 (令和2年度)	↑
町内利用者カード登録率	%	町内登録者数÷人口×100 図書館資料	37.88 (令和2年度)	↑
図書館町内利用者数	人	図書館資料	74,214 (令和2年度)	↑

施策5-2 地域コミュニティの育成



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

地域のことは地域で決める意識を持った住民同士が、地域ぐるみで活発にコミュニティ活動に取り組んでいるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
区・自治会への加入率	%	区長・自治会長へのアンケート調査	87.5 (令和3年9月)	↑

◆現状と主要課題

- 区・自治会は、隣近所に住む方々で自主的に運営されている住民にとって最も身近な地域コミュニティ組織であり、その地域に住む方々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、日常生活に必要な情報交換や地域に共通するさまざまな課題を皆で協力して解決し、住民と行政の協働によるまちづくりを進めていくことを目的としています。
- 本町では、「対話と協働のまちづくり」の取組みの1つとして、各区・自治会に町職員を「地域担当職員」として配置しているほか、集会所等の管理や広報紙の配布、地域の環境保全、防犯など多方面にわたって住みよい地域社会づくりに寄与している区・自治会の円滑な運営と健全な活動を支援しています。
- さらに、本町では、小学校区を単位とした住みよい地域づくりを進めるためには、地域の課題を抽出し、その解決に向けて住民と行政、住民同士が協働で取り組む必要があるという認識に立ち、平成29（2017）年度に区・自治会で、地域担当職員とともに、各小学校区の課題を整理した「コミュニティカルテ」を作成しています。
- 一方で、特定の課題（子育て、健康、防災等）に対する活動を行うNPOやボランティアといったさまざまな団体が活動していますが、単独で実施している場合が多く、コミュニティ間の協働の概念が育っていません。
- 令和3（2021）年9月現在、町内には41の区・自治会が存在し、住民の加入率は約87.5%に上っているものの、近年、役員の高齢化が進み、次世代の担い手の確保が難しい状況になりつつあります。

○今後、区・自治会役員の高齢化や固定化がさらに進むことで、地域コミュニティ活動の停滞が懸念される中、既存の区・自治会のみならず、地域で活躍するさまざまな活動団体等との協働を進め、地域の課題は地域で解決していく力を高めていく必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】コミュニティ活動の活性化

<目標>

持続可能な地域コミュニティ活動を促進するため、地域の特性を活かした住民の主体的なまちづくり活動への支援の充実を推進します。

<手段>

- オンラインを活用したコミュニケーションを促進するなど、住民の生活様式の変化に応じた地域コミュニティ活動を検討し、住民同士が熟議できる会議形式を立ち上げます。
- 区・自治会への加入率の維持・向上を図るため、住民が地域コミュニティ活動に関心を持ち、気軽に活動に参加できるよう情報の提供や活動事例の紹介等の普及啓発に取り組めます。
- NPOやボランティアなどが、既存の団体にとらわれないコミュニティ活動団体として立ち上がり、地域や課題ごとに応じた活動への支援を推進します。
- 地域全体が目指すべき地域の将来像を描き、その実現に向け主体的に取り組めるよう、概ね小学校区程度の大きさを基本単位として公益的活動を行う「まちづくり協議会」の設立を支援します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町が実施するオンライン会議の開催数	回	企画政策課資料	0	↑
区・自治会において、新たにオンライン会議に取り組んだ開催回数	回	生涯学習文化財課資料 (区・自治会長宛アンケート調査)	令和4年度以降に把握	↑
最近1年間に区・自治会による地域活動に参加したことがある住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に把握	↑
町内に拠点を持つNPO団体数	団体	奈良県資料	17 (令和2年度)	↑
住民ワークショップ等住民が話し合いをする会議の開催数	回	企画政策課資料	1 (令和4年度から)	↑
まちづくり協議会の設置数(累計)	件	企画政策課資料	1 (令和4年度から)	↑

【展開方向2】コミュニティ施設の充実

<目標>

住民の身近なコミュニティ活動の場として、地区公民館や集会所など既存のコミュニティ施設の機能の維持・改善に努めます。

<手段>

- 地域ごとの特性等を踏まえ、コミュニティ施設の適正配置や維持管理・運営のあり方の検討に取り組むとともに、地域との協議により地区公民館や集会所を各区・自治会へと移管し、コミュニティ活動を促進するアウトリーチ活動の拠点としての機能や、更なる地域活動が活性化する拠点となるようソフト面のあり方を検討します。
- 老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を支援します。
- 修繕・改修の事後対応による経費負担の増加を防止するため、各自治会に対し、適切な利用や維持管理を行ってもらうよう指導、アドバイス等に取り組めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

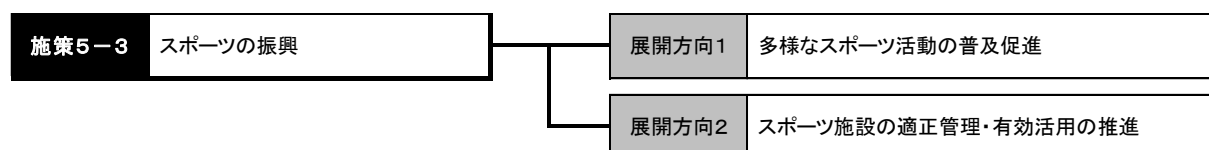
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地区公民館及び集会所で実施する町主催のアウトリーチ活動回数	回	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に実施	↑
公民館（集会所）の維持管理・改修補助に係る実績団体数（累計）	団体	生涯学習文化財課資料	19 （平成30年度から令和2年度）	↑
公民館（集会所）の維持管理上の不備による相談件数	件	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に把握	↓

施策5-3 スポーツの振興



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

子どもから高齢者まで全ての住民がスポーツを通じて、健康で豊かな生活を送ることができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
週1回以上スポーツ活動に取り組んでいる住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に実施	↑

◆現状と主要課題

- 奈良県は、平成25（2013）年度に計画期間を10年間とする「奈良県スポーツ推進計画」を策定しています。その後、平成30（2018）年3月にスポーツを取り巻く環境の変化や県の取組みの状況等を踏まえ、計画期間を平成30（2018）年度から令和4（2022）年度に改定しています。
- 同計画では、「生き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を基本理念に掲げるとともに、その実現に向けて「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」を基本目標として、県民全体でスポーツの推進に取り組むとしています。
- 町内には広陵中央体育館、広陵東体育館、広陵西体育館、広陵北体育館、真美ヶ丘体育館の5つ体育館が立地し、4つの地域（広陵東地域、広陵西地域、広陵北地域、真美ヶ丘地域）にバランス良く配置されています。
- これらの体育館のうち、広陵中央体育館は大規模改修を実施済みですが、他の体育館についても計画的にトイレ・床の改修・照明のLED化を行い、施設の適正な維持・管理を図っており、今後主利用者の利便性向上に向けた改修・修繕を実施します。
- 体育館に運動場やテニスコート等を加えた主要なスポーツ施設の利用者数は、平成27（2015）年度以降、4年連続対前年度比プラスで推移していたものの、令和元（2019）年度では14万8,189人で前年度に比べ約1割（1万6,790人）減少しています。

○健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、住民がそれぞれの目的やライフステージに合わせてスポーツを楽しみ、スポーツを通じた世代間の交流を育むことで、心身の健康の保持・増進を図ることができるよう、多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実に努める必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向１】多様なスポーツ活動の普及促進

<目標>

住民がそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、さまざまなスポーツ活動の普及促進に取り組めます。

<手段>

- 県の政策動向と歩調を合わせ、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」を目指し、その実現に向けた取り組みの方向性などを示した「スポーツ推進計画」の策定に取り組めます。
- 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツをしたい時に気軽に取り組めるよう、地域スポーツの推進に取り組めます。
- 身近な地域でさまざまな世代の住民が、それぞれの志向やレベルに合わせてスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブ¹⁵の充実を図ります。
- より多くの住民が気軽にスポーツに取り組めるよう、既存スポーツ施設で実施されるさまざまなイベントや教室に関する情報提供の充実を図ります。
- 住民の多様なニーズに応えられるよう、スポーツ指導者の育成・確保を図り、住民や団体などがライフステージ（子ども、高齢者、障がい者）に応じたスポーツの推進や、スポーツを支える新たな人材の育成、支援活動に繋げることができる仕組みづくりを検討します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
スポーツ推進計画の進捗状況	—	スポーツ振興課資料	策定準備中	↑
町主催のスポーツイベント等への参加者数	人	スポーツ振興課資料	0 (令和元年度)	↑
総合型地域スポーツクラブの会員数	人	スポーツ振興課資料	219 (令和2年度)	↑
町所管のスポーツ施設の年間利用者数	人	スポーツ振興課資料	148,094 (令和元年度)	↑

¹⁵ 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、さまざまなスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

スポーツ指導者の育成講習会への参加者数	人	スポーツ振興課資料	令和4年度以降に把握	↑
---------------------	---	-----------	------------	---

【展開方向2】スポーツ施設の適正管理・有効活用の推進

<目標>

住民がより安全・安心で快適な環境のもとでスポーツを楽しむことができるよう、これを支える既存スポーツ施設の機能の維持・向上を図ります。

<手段>

- さまざまな世代の多種多様なニーズに応じられるよう、既存スポーツ施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存スポーツ施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- 受益者負担の観点から使用料の更なる適正化に努め、広域利用を含む多様な利用形態を模索し、利用者の利便性の向上に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

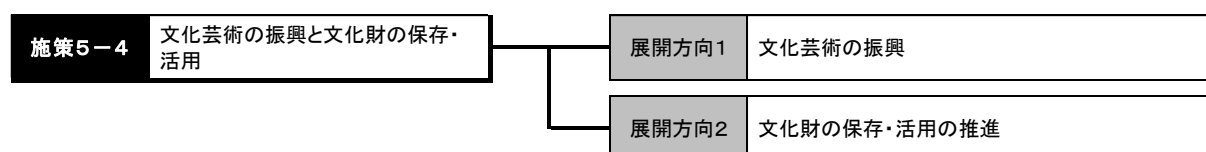
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
体育館の利用率	%	施設利用時間÷施設利用可能時間×100	63.41% (令和元年度)	↑
町所管のスポーツ施設における維持管理上の不備による事故件数	件	スポーツ振興課資料	0 (令和3年度)	→

施策5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

誰もが気軽に文化芸術や地域固有の個性豊かな歴史・伝統文化とふれ合えるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町や町内の民間団体が主催・共催・後援する文化芸術イベントへの参加者数	人	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に実施	↑
最近1年間に文化芸術活動に取り組んだことがある住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に実施	↑
広陵の歴史や伝統文化に興味・関心を持っている住民の割合	%	住民アンケート調査	令和4年度以降に実施	↑

◆現状と主要課題

【文化芸術】

- 文化芸術は、人々の豊かな生活のためには欠かすことができない要素の1つであり、そのため、町の文化や芸術をさらに発展させていく必要があります。このような基本認識のもと、本町では、令和2（2020）年1月1日から「広陵町の公民館建替及び文化芸術のあり方検討委員会設置条例」を施行し、町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性等の審議を行っています。
- さらに、本町では、生きがいと感動に満ちた暮らしの確保や地域文化の継承・創造を図るため、文化芸術団体の自主的な活動の支援や文化祭をはじめとする多様な文化行事の開催等を通じ、住民主体の文化芸術活動の促進に努めています。
- 住民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にも結びつくよう、今後も引き続き、活動の場や発表機会の充実、さまざまな媒体を活用した文化芸術活動に関するきめ細かな情報提供等を通じ、より多くの住民による自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

○現在、育成クラブが中心となり、公民館を拠点として文化芸術活動を行っていますが、多様化した今日的な文化芸術の分野や生涯学習活動を必ずしも網羅できておらず、また、多様化する町民のニーズや社会的必要課題についても対応しきれていません。それらに加え、会員の固定化による団体の高齢化や後継者不足等の課題を抱えていることから、これまでの団体を育成しながら、幅広い分野での活動団体を育成するとともに、新たな生涯学習・文化芸術団体の枠組みを構築する必要があります。

【文化財】

○文化財は、住民の“ふるさと広陵”に対する理解・関心を深めるとともに、地域固有の歴史や伝統文化を町内外に発信する上で大きな役割を担っています。本町では、先人たちが残した文化財を適切に保護し、後世に伝えていくため、特に貴重な文化財について「指定」という手法で保存を図っています。

○町西部の馬見丘陵には、250基を上回る古墳からなり、大和三大古墳群の1つである馬見古墳群が分布しており、古墳群中の巢山古墳は国の特別史跡に指定されています。また、巢山古墳以外にも、鎌倉時代の建立と伝えられ、国の重要文化財に指定されている百済寺三重塔や、町の民俗文化財に指定されている大垣内の立山祭など、令和3（2021）年10月現在、国指定文化財5件、県指定文化財7件、町指定文化財7件のほか、国登録有形文化財1件があります。

○住民共有のかけがえのない財産として、より多くの人々が地域固有の歴史や伝統文化に強い関心を抱き、次の世代に確実に継承していくことができるよう、今後も引き続き、有形無形の文化財の保存・活用に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】文化芸術の振興

<目標>

幼児から高齢者まで、幅広い世代の住民がさまざまな文化芸術にふれ、楽しめる機会の提供や、地域主体の文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

<手段>

○人と人のつながりや地域コミュニティの醸成にも結びつくよう、住民が主体的に文化芸術を創造・発表できる機会の充実を図ります。

○住民が場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも文化芸術を鑑賞できる機会の提供に取組みます。

○住民の自主的・自発的な文化芸術活動を促進するため、文化芸術団体及び指導者の育成・確保を図ります。

○住民が文化芸術により高い関心を持つことができるよう、町内で実施される文化芸術活動に関する情報提供の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住民が主体的に創造・発表する文化芸術イベントの開催数	回	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に実施	↑
HP等のWEB上でみられる文化・芸術に関する掲載記事のコンテンツ数	件	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に実施	↑
文化芸術活動に取り組んでいる町の登録団体の数	団体	生涯学習文化財課資料	61 (令和2年度)	↑
既存の文化芸術活動の課題の解決に向け活動している町の登録団体の数	団体	生涯学習文化財課資料	令和4年度以降に実施	↑
文化祭（文化展覧会及び広中央公民館活動発表）への参加者数	人	生涯学習文化財課資料	1,824 (令和元年度)	↑
指導者によって開催される、伝統芸能等、特徴的な参加型の体験型教室への参加者数	人	広陵町の文化芸術推進基本計画（仮称）	643 (令和2年度)	↑

【展開方向2】文化財の保存・活用の推進

＜目標＞

住民が地域固有の歴史や伝統文化にふれる機会の充実や、有形無形の文化財の適切な調査及び保存・活用を推進します。

＜手段＞

- 町内にある指定文化財がその特性に合わせて適切に保存・管理されるよう支援します。
- 住民の郷土愛の醸成にも結びつくよう、古墳を中心とした遺跡や寺社等の見学案内を行う広陵町文化財ガイドの会との連携・協働のもと、文化財等の公開や活用を推進します。
- 地域の多様な主体による文化財の保存・活用に向けた取組みを促進するため、新たな担い手の発掘・育成に努めます。
- 文化財の魅力や、文化財の保護・啓発に取り組む広陵古文化会などの団体の活動内容について、さまざまな媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
国・県・町指定及び登録文化財の件数	件	生涯学習文化財課資料	20 (令和3年10月1日現在)	↑
広陵町文化財ガイドの会による案内件数、案内人数	件 人	生涯学習文化財課資料	件数:34 人数:767 (令和元年度)	↑

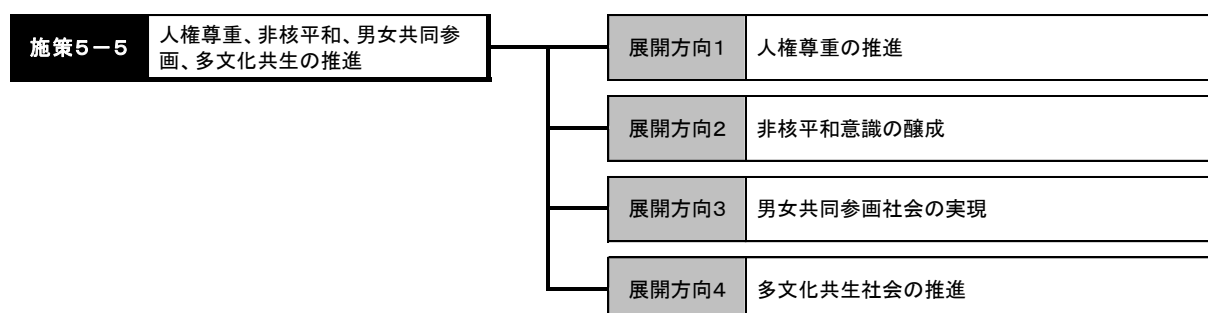
広陵町文化財ガイドの会 会員数	人	生涯学習文化財課資料	25 (令和3年度)	↑
広陵古文化会が主催する各 種講演会、講座への参加者 数	人	生涯学習文化財課資料	令和4年度 以降に実施	↑
広陵古文化会の会員数	人	生涯学習文化財課資料	508 (令和3年度)	↑

施策５－５ 人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

誰もお互いの人権や多様性を尊重し合い、全ての住民が自分らしく暮らし続けることができるまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
人権について意識して考えたことがある住民の割合	%	住民アンケート調査	令和４年度以降に実施	↑
家庭生活における男女の平等感（「平等」と回答した住民の割合）	%	総務課資料（広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート）	34.6 （平成29年度）	↑
外国人人口	人	住民基本台帳人口	239 （令和２年１月１日現在）	－

◆現状と主要課題

【人権尊重】

- 本町では、まちが一丸となって人権教育・啓発を推進するため、町内在住の学識経験者が会長を務め、町内の諸団体・機関で組織された「人権教育推進協議会」及び「人権擁護委員」を中心に、年３回の人権セミナーや各種講座の開催等に取り組んでいます。
- 現在、全国的に未だに女性や子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティの方及び外国人等に対する差別、偏見及び同和問題等をはじめとするさまざまな人権問題が存在している中、誰もが一人の人間としてお互いを尊重し合い、全ての住民がいつまでも安全・安心に暮らしていける地域社会をつくっていくためには、今後も引き続き、関係団体等との連携・協働のもと、あらゆる差別の撤廃と人権尊重の社会の実現が不可欠といえます。

【非核平和】

- 本町では、昭和60（1985）年12月に「非核平和都市」を宣言し、住民に対して核兵器の恐ろしさや平和の尊さに係る啓発活動に取り組んでいます。現在、戦後70年以上が経過し、全国的に戦後生まれの人口が全体の8割を超え、戦争を経験された方たちが少なくなり、戦禍の記憶や教訓を今に語り継ぐことが年々難しくなっています。
- このような状況の中、戦争の悲惨さを知り、平和や命の尊さを学び、戦禍の記憶や教訓を風化させずに、若い世代に着実に継承していくための活動を継続的に推進する必要があります。

【男女共同参画】

- 本町では、平成30（2018）年3月、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれの個性や能力を発揮し、社会のさまざまな場面で活躍できる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として「広陵町男女共同参画行動計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和9（2027）年度）」を策定しています。
- 同計画では、「誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会」を基本理念（あるべき姿）に掲げ、その実現に向けて「あらゆる分野における男女の活躍」、「男女の人権が尊重される安心安全な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」を主要施策として位置づけています。
- 誰もが性別に関わりなく、一人の人間としてその個性や能力を最大限に発揮し続けることができるよう、本町が目指す男女共同参画社会の理念の普及・浸透に努める必要があります。

【多文化共生】

- 外国人人口の推移を5年ごとにみると、平成22（2010）年以降は、その翌年に発生した東日本大震災の影響等もあり、平成27（2015）年に173人に減少したものの、その後は再び増加傾向に転じ、令和2（2020）年には240人、対平成27（2015）年比で約1.4倍（67人増）に増加しています。
- 今後、全国的に人口減少がさらに進み、外国人材による労働力の確保の必要性がより一層増していくと予想される中、国籍や言語等の違いを超え、全ての住民が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域コミュニティの中で共に生きていく多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】人権尊重の推進

<目標>

住民の人権問題への関心を高め、人権意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・救済に取り組めます。

<手段>

○家庭、地域、学校など、あらゆる場と機会を捉え、あらゆる立場の住民が不当な差別・偏見に関する問題事象について学び・ふれられるよう、人権教育・啓発活動を推進します。

○日常生活や社会生活における差別・偏見など、さまざまな人権問題の解消に向けた相談支援体制の充実を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
人権問題に係るセミナー・研修への参加者数	人	総務課・生涯学習文化財課資料	430 (令和元年度)	↑
人権に関する出前講座回数	回	総務課資料	2 (令和2年度)	↑

【展開方向2】非核平和意識の醸成

<目標>

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に着実に引き継いでいけるよう、住民の平和意識の高揚を図ります。

<手段>

○児童・生徒が戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶための非核平和教育を推進します。

○幅広い世代の住民が平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高められるよう、戦争パネル展等を通じた啓発活動を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
非核平和に関する事業開催数	回	総務課資料	3 (令和2年度)	→

【展開方向3】男女共同参画社会の実現

<目標>

男女を問わず全ての住民があらゆる分野において対等な立場で参画し、その能力と個性を十分に発揮し、協力し合える環境づくりを推進します。

<手段>

- 住民の男女共同参画に対する理解と関心を深められるよう、情報提供や啓発活動を推進します。
- 行政が率先してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取組み、町内の事業所に対しても積極的な働きかけを行います。
- 関係機関との連携・協力のもと、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）などの被害の撲滅を目指し、啓発活動を実施します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という項目に対し、「賛成」及び「かっこどちらかと言えば賛成」と回答する人の割合	%	総務課資料 （広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート）	「賛成」:4.5% 「どちらかと言えば賛成」: 23.5% （平成29年度）	↓
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という言葉も意味も理解している人の割合	%	総務課資料 （広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート）	「言葉も意味（内容）も知っている」:40.9% （平成29年度）	↑
女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に関するセミナーへの参加者数	人	総務課資料	34 （令和元年度）	↑
DV やセクハラに関する相談機関や相談窓口を全く知らない住民の割合	%	総務課資料 （広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート）	46.4 （平成29年度）	↓
DV などの被害を受けた方の中で「誰にも相談しなかった」と回答する人の割合	%	総務課資料 （広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート）	40.8 （平成29年度）	↓

【展開方向4】多文化共生社会の推進

<目標>

国籍や言語等の違いを超え、全ての住民が互いの生活習慣や文化を理解し合い、地域の中で共生できる環境づくりを推進します。

<手段>

- 日本人住民と外国人住民の交流機会や、学校教育や生涯学習活動における出前講座や教室を通じ、日本人住民が外国の生活習慣や文化にふれられる機会の創出に努めます。

○外国人住民への多言語による行政情報や生活情報の提供、生活上の問題等への支援体制の充実を図ります。

○公共職業安定所や町内の事業所等と連携をとりながら、ニーズに応じた外国人住民に求められる技能の把握や働き手の支援に努めます。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町内に居住する外国籍の人たちの自立支援等の支援を行っている講座の回数	回	生涯学習文化財課資料	令和４年度以降に把握	↑
外国人住民からの役場窓口への相談件数	件	生涯学習文化財課資料	令和４年度以降に把握	↑
外国人材の受け入れを行っている町内の事業者数		生涯学習文化財課資料	令和４年度以降に実施	↑

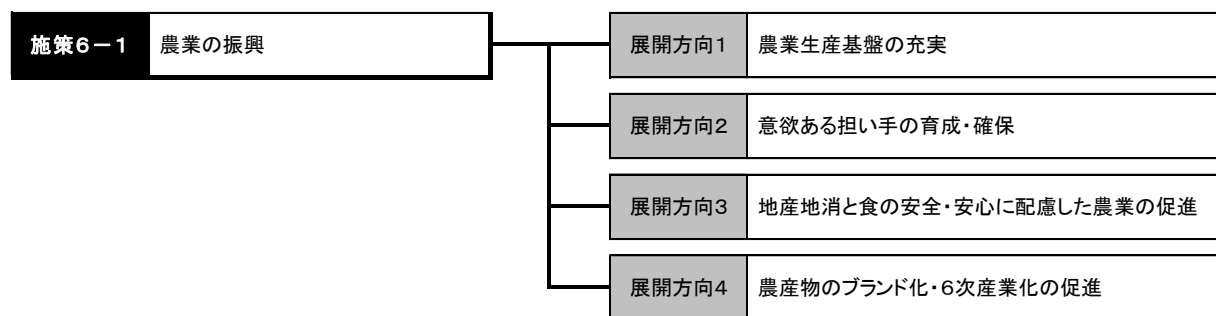
【基本目標 6】 地域が活性化するまち

施策 6－1 農業の振興



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

安定した農業経営と農業生産基盤が維持され、将来にわたって持続可能な力強い農業が展開されているまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
耕地面積	ha	耕地面積統計	504 (令和3年3月26日現在)	→
農家数	戸	農林業センサス	611 (令和2年1月1日現在)	→
農業産出額	千万円	農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」	64 (平成31年1月～令和2年12月)	↑

◆現状と主要課題

○町の面積の約3分の1を農地が占める本町では、豊かな水と肥よくな土壌を活かし、なすや米などを中心に農業が営まれています。特になすは、昭和43（1968）年には「夏秋なす」、昭和62（1987）年には「冬春なす」がいずれも国の野菜指定産地となり、本町を代表する特産野菜となっています。

- 本町では、新たな農業の担い手を育成するため、平成26（2014）年度から「農業塾」を開講しています。塾生は2年半にわたる講座と実習により、農作物の栽培等に関する知識を身につけ、販売農家¹⁶として自立することを目指しています。
- 令和2（2020）年2月1日現在の本町の農家数は、販売農家が310戸、自給的農家¹⁷が301戸、総数が611戸であり、平成27（2015）年と比べて販売農家が70戸（18.4%）減、自給的農家が123戸（29.0%）減、総数が193戸（24.0%）減といずれも大きく減少しています。
- 農家数の減少に伴い、耕作放棄地（遊休農地）は、平成27（2015）年の1.4haから令和2（2020）年の8.0haと約5.7倍（6.6ha増）に大きく増加しています。また、農業産出額は、平成27（2015）年以降、ほぼ横ばいで推移しているほか、令和2（2020）年の1経営体当たりの産出額は200万円で、奈良県平均の310万円を大きく下回っています。
- このような厳しい状況下において、食料その他の農産物の供給機能はもとより、多くの住民からまちの魅力として高い評価を得ている豊かな自然環境の保全、ゆとりと潤いのある景観の形成、文化の伝承など、本町にとってかけがえのない地域資源の1つである農業・農地が有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、地域全体で農業・農地を大切に守り、活かすための取組みを強化する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】農業生産基盤の充実

<目標>

将来にわたって農地がもつ多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、耕作放棄地の解消及び発生防止と農地の利活用を図ります。

<手段>

- 農業用排水路や農道等の農業生産基盤の適切な維持管理など、既存の農業生産基盤の機能の維持・向上に向けた取組みを推進します。
- 最先端の技術を活用し、超省力・高品質生産を可能にするスマート農業の実装に向けた取組みを支援します。
- 農業者の高齢化や担い手の不足など、個々の事情によって農業生産活動が困難となる場合に備え、地域ぐるみで土地利用計画を策定し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を段階的に推進します。
- 県及び地元農業者との連携のもと、高収益作物への転換や農業振興に係るその他の施策を集中的かつ優先的に推進する特定農業振興ゾーン¹⁸に関する協定締結を促進します。

¹⁶ 経営耕地面積が30a以上、又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

¹⁷ 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

¹⁸ 県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るために知事がエリアを設定するもので、奈良県独自の取組み。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
農業の担い手へ集積・集約化した農地面積	ha	地域振興課資料	0.7 (令和2年度)	↑
スマート農業を導入した農家数	戸	地域振興課資料	3 (令和2年度)	↑
耕作放棄地の解消面積	ha	地域振興課資料	0.56 (令和2年度)	↑
特定農業振興ゾーン設定地区数	地区	地域振興課資料	2 (令和2年度)	↑
特定農業振興ゾーンの農地面積、農家戸数(累計)	ha 戸	地域振興課資料	25.2 118 (令和3年3月31日現在)	↑

【展開方向2】意欲ある担い手の育成・確保

<目標>

将来にわたって持続可能な農業を展開することができるよう、次代の担い手となる農業者を育成・確保するとともに、農業経営基盤の強化に向けた取組みを積極的に支援します。

<手段>

- 地域農業の中核的な担い手として、認定農業者制度¹⁹や集落営農組合²⁰、農業経営の法人化²¹の普及拡大に努めます。
- 今後も引き続き、農業塾を通じて新規就農者が農業について学べる機会の提供や、新規就農者の受入れ環境の整備を推進します。
- 多様な担い手を確保するため、援農ボランティアの育成・確保及び援農ボランティアの受入れ農家の確保に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認定農業者数	人	地域振興課資料	32 (令和3年8月23日現在)	↑

¹⁹ 農業にやる気と意欲があり、職業として農業に取り組んでいる農業者や農業法人、あるいはこれから農業経営を営もうとする者を市町村が認定し、関係機関・団体が重点的に支援措置を講じようという制度。

²⁰ 集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

²¹ 「農業法人」とは、稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。農業経営を法人化することによって、人材確保がしやすくなったり、融資を受けやすくなるなど、さまざまなメリットがある。

法人経営体数	法人	農林業センサス	3 (令和2年2月 1日現在)	↑
集落営農組合数	組合	地域振興課資料	3 (令和3年3月 31日現在)	↑
農業塾の卒業生のうち、町内で新規就農した人数(累計)	人	地域振興課資料	6 (令和3年3月 31日現在)	↑

【展開方向3】地産地消と食の安全・安心に配慮した農業の促進

<目標>

町内外のより多くの消費者から支持される安全・安心な地場産農産物の生産拡大と地産地消の促進を図ります。

<手段>

- 安全・安心な地場産農産物の消費拡大を図るため、有機JASマーク²²や特別栽培農産物²³の認証取得に向けた農業者の取組みを支援します。
- 地場産農産物の認知度向上及び地産地消の拡大に向け、学校給食における活用や直売所での購買力向上にかかる支援等を図ります。
- 農薬の適正な使用及び安全性について、農業者の正しい理解の普及促進を図るため、国や県の実施する講習会等の周知を進めます。
- 地産地消の促進にも結びつくよう、住民が農業・農地にふれあえる機会の確保を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
有機 JAS マークの認証を取得した農業者の数(累計)	人	地域振興課資料	68 (令和3年3月 31日現在)	↑
特別栽培農作物の認証を取得した農業者の数(累計)	人	地域振興課資料	2 (令和3年3月 31日現在)	↑
町内における農産物直売所数	店舗	地域振興課資料	9 (令和2年度)	↑
広陵町ファミリー農園利用者数	人	地域振興課資料	105 (令和2年度)	→

²² JAS 法（日本農林規格等に関する法律）に基づいた生産方法に関する規格であり、認証された生産者や事業者には、有機 JAS マークの使用が認められる。

²³ その農産物が、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された農産物。

【展開方向4】農産物のブランド化・6次産業化の促進

<目標>

より高い産地間競争力を伴った産地づくりに結びつくよう、関係機関との連携・協力のもと、地場産農産物のブランド化や6次産業化による付加価値の向上に取り組めます。

<手段>

- 町内外の飲食店や直売所等における地場産農産物の活用促進に努め、地場産農産物の消費額の拡大を目指します。
- 消費者や実需者のニーズに対応し、生産・加工・販売の一体化等の多様化・高度化に向けた取組みを促進する「6次産業化」を支援します。
- ふるさと納税やECサイト（電子商取引）等を活用し、地場産農産物のブランド力及び販売プロモーションの強化を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

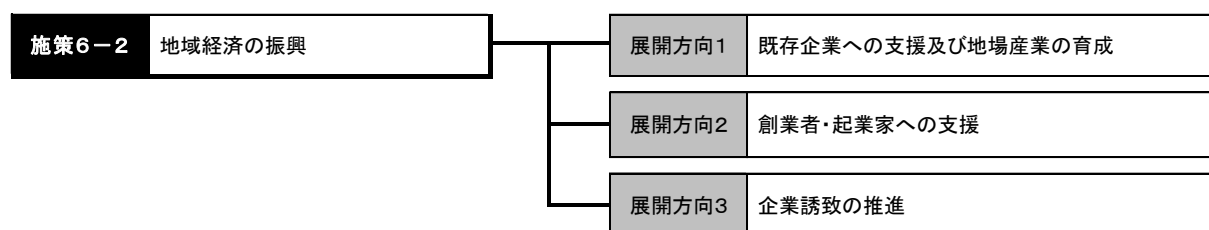
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
農業産出額	千万円	農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」	64 (平成31年1月～令和2年12月)	↑
6次産業化に取り組んでいる農家数	戸	地域振興課資料	2 (令和2年度)	↑
ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物の数	点	地域振興課資料	256 (令和2年度)	↑
一般社団法人広陵町産業総合振興機構(なりわい)のサイト上の地場農産物販売額	万円	一般社団法人広陵町産業総合振興機構資料	0 (令和2年度)	↑

施策6-2 地域経済の振興



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

将来にわたって活力に満ちた地域経済社会を堅持するために、活発な経済活動が持続的に展開している“がんばる企業が集うまち”を目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町内事業所数	事業所	総務省「経済センサス-基礎調査」	1,328 (令和元年)	↑
製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)	百万円	奈良県「工業統計調査」	27,677 (令和2年)	↑
商品販売額(小売業)	百万円	総務省「経済センサス-活動調査」	25,478 (平成28年)	↑

◆現状と主要課題

- 本町の工業は、古くから靴下製造業を中心として、靴下仕上げや刺しゅう業など靴下生産の工程別に高度な技術が受け継がれ、現在では全国で1年間に生産されている約3億足の靴下の約15%の生産量を誇る一大生産地となっています。
- さらに、町の中央部には昭和30年代（1955年から）から製造が始まったプラスチックの工場が集積し、全国でも有数のプラスチック製品の産地にもなっています。
- 町内の事業所数・従業者数を従業者別規模でみると、従業者数300人未満の事業所が全体の約99%、従業者数300人未満の事業所で働く従業者が100%となっており、町内に立地する事業所のほとんどを中小企業が占めているのが特徴的といえます。

- 本町が中小企業・小規模企業振興の現状を把握するため、平成29（2017）年1月に実施したアンケート調査の結果によると、近年の売上高の動向では「やや減少（27.9%）」と「大幅に減少（17.3%）」を合わせた「減少」が45.2%に上っており、その主な要因として「販路・市場の縮小」や「同業他社との競争激化」などが挙げられています。
- このような状況下、本町では令和2（2020）年12月、「自社の技術を活かせる新しい販路を見つきたいが、どうすればよいか?」、「顧客を増やすために新しい商品やサービスを考えたが、どのようにPRすればよいか?」等々、事業者が抱える困りごとを解決するためのサポートを行う「KoCo-Biz（広陵高田ビジネスサポートセンター）」を大和高田市との協同で開設しています。
- 今後、全国的にも既存の中小企業・小規模企業では、経営者の高齢化や後継者不在によって、事業承継が困難さを増していくことが大いに懸念されている中、企業ニーズの的確な把握に努めながら、経営の安定化に資する対策を総合的に進めるとともに、新たな創業・起業への支援に取り組む必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】既存企業への支援及び地場産業の育成

<目標>

既存の中小企業・小規模企業が安定した経営を継続できるよう、経営基盤の強化に向けた取組みを支援します。

<手段>

- 大型商業施設と既存商店が共存共栄し、住民が日常生活に必要な買い物や飲食等の消費を地域内で満たすことができるよう、ハード・ソフトの両面から多様な需要に対応した商業環境の整備を推進します。
- 「KoCo-Biz（広陵高田ビジネスサポートセンター）」との連携のもと、第三者への承継も含めた事業承継対策を推進します。
- 新商品の開発や販路開拓に意欲的に取り組む企業を支援するため、各種補助制度の充実と活用を図ります。
- 新たな技術や商品の開発に向け、地域内の企業間連携だけではなく、産学官連携も視野に入れ、関係機関が横断的に連携するための体制づくりを推進します。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、DX（デジタルトランスフォーメーション）²⁴を推進する重要性が高まりつつある中、ICT環境の整備などDXの推進に向けた既存企業の取組みを支援します。
- 靴下をはじめとする地域ブランド商品をより多くの人々に利用してもらえるよう、町内外に向けて既存企業の優れた製品・技術を積極的にPRします。

²⁴ 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、提供価値の方法を抜本的に変えること。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の支援により事業承継した中小企業・小規模企業の数(累計)	社	地域振興課資料	0 (令和3年3月31日現在)	↑
KoCo-Biz における既存企業の新商品等開発及び情報発信に関する相談受付件数	件	広陵高田ビジネスサポートセンター資料	55 (令和2年度)	↑
既存企業のデジタル化を目的とした町の各種補助事業の利用件数(累計)	件	地域振興課資料	0 (令和3年3月31日現在)	↑

【展開方向2】創業者・起業家への支援

＜目標＞

町内で創業・起業を希望する方に対し、創業・起業前から創業・起業後の経営安定化まで切れ目のない支援を推進します。

＜手段＞

- 創業・起業に対する需要の把握に努めながら、各種補助制度の充実と活用の促進を図ります。
- 広陵町商工会やKoCo-Bizとの連携のもと、創業・起業希望者に対する相談支援体制の充実を図ります。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
創業・起業を目的とした町の各種補助事業の利用件数(累計)	件	地域振興課資料	0 (令和3年3月31日現在)	↑
KoCo-Biz における創業・起業に関する相談受付件数	件	広陵高田ビジネスサポートセンター資料	4 (令和2年度)	↑

【展開方向3】企業誘致の推進

<目標>

町外からの新規立地企業を増やすとともに、既存企業の規模拡大の支援に取り組めます。

<手段>

- 新規立地企業や町内既存企業の規模拡大を支援するための優遇制度の充実と活用の促進を図ります。
- 広陵北小学校地域の活性化及び町全体の発展に資する重要な事業として、地権者の理解・協力を促しながら、箸尾準工業地域における工業用地造成事業を推進します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

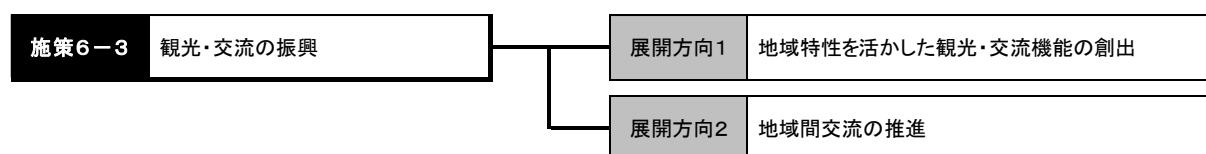
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町の優遇制度を活用して進出した企業数(累計)	社	企画政策課資料	7 (令和3年3月31日現在)	↑
町の優遇制度を活用して事業規模を拡大した既存企業の数(累計)	社	企画政策課資料	2 (令和3年3月31日現在)	↑
箸尾準工業地域工業用地造成事業の進捗率(累計)	%	土地開発公社の概算事業費に対し、実際に支出した事業費の割合	33.9 (令和3年3月31日現在)	↑

施策6-3 観光・交流の振興



◆施策の目的（目指すまちの姿）及び体系

町内外からより多くの人々が行き交い、にぎわいに満ちたまちを目指すとともに、他自治体との地域間交流が盛んなまちを目指します。



◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
集客イベント及び観光拠点における消費額	円	地域振興課資料	令和4年度から把握	↑

◆現状と主要課題

【観光】

- 本町には、町内外から多くの人々を引き込む主要な地域資源として、四季折々の草花がきれいな馬見丘陵公園、子どもから大人まで住民の憩いのスポットとして供されている竹取公園などが存在しています。
- 加えて、「広陵かぐや姫まつり」、「靴下の市（春・秋）」、「クリスマスフェスタ」などの大型イベントが定期的開催されています。このうち、令和元（2019）年9月の「広陵かぐや姫まつり」は、来場者の50%超を町外在住者が占め、また、口コミ等によるリピーターも増加しており、来場者の75%以上が2回目以上の参加となっています。
- 竹取公園周辺地区は、歴史的文化資源が集積する本町随一の集客交流拠点となっているものの、カフェやレストラン、物販店舗等がない、来園者に対して町の特産品である「なす」、「いちご」や「靴下」などの品質力を広陵ブランドとして情報発信できていないなどさまざまな課題を抱えています。
- このような状況を踏まえ、本町は平成29（2017）年2月27日、竹取公園周辺地区の持続的な発展及び活性化を図ることを目的としたまちづくりに係る取組みについて、県と基本的な連携及び協力に関する協定（奈良県と広陵町とのまちづくりに関する包括協定書）を締結するとともに、「竹取公園周辺地区まちづくり基本構想」を策定しています。また、これに基づいた基本協定を締結し、令和2（2020）年7月30日に「広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画」を策定しています。

○町内外からより多くの人々や消費を町内へと引き込み、将来にわたって地域経済社会の活力の維持・増進を図るためには、県をはじめとする関係機関との連携・協働のもと、さまざまな地域資源の魅力の向上に取り組むとともに、本町ならではの地域資源や魅力を町内外に向けて効果的にアピールする必要があります。

【地域間交流】

○本町は、大和高田市、御所市、香芝市、葛城市の4市1町で構成される葛城地域観光協議会に参加し、近隣市町との連携による観光PR活動に取り組んでいます。また、平成26（2014）年に福井県美浜町と友好交流協定を、令和元（2019）年に愛媛県東温市、令和2（2020）年に曾爾村と商工振興や観光・交流等に関する連携・協力協定を締結しています。

○今後も引き続き、お互いに活力を高め合いながら、持続的な発展を遂げることができるよう、地域資源や特性を相互に有効活用することで、地域間でのヒト・モノ・カネの活発な動き（対流）を創出する必要があります。

◆施策の展開方向

【展開方向1】地域特性を活かした観光・交流機能の創出

＜目標＞

まちのにぎわい創出や住民であることへの誇りの醸成にも結びつくよう、特色ある集客イベントの開催や地域資源の魅力の強化を図ります。

＜手段＞

- 竹取公園をはじめとする既存の地域資源を磨き上げるとともに、その魅力を効果的に情報発信します。
- 住民・事業者とともに、新たな地域資源を掘り起こすことで、まちのにぎわいや魅力の再認識につなげていきます。
- 既存の町主催、共催及び後援の大型イベントが、より多くの人々を引き込める魅力あるものとなるよう内容の充実を図ります。
- 新たに集客イベントの開催を希望する個人や団体の増加に結びつくよう、使用可能な場所の情報提供等の支援を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、中小規模のイベントや動画配信等のインターネットを活用したイベントの開催を支援します。
- 町の魅力や特長を広く認知してもらえよう、行政が率先して情報発信のデジタル化に取り組むとともに、来町者によるSNS発信や住民及び役場職員の自発的な情報発信を促し、インナープロモーションを強化する等、インターネット上の広陵町に関する情報の総量を増やす活動を支援します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
町ホームページ上での地域資源に関する情報発信・提供に対するアクセス数	件	秘書人事課資料	350,639 (令和2年度)	↑
町が主催・共催・後援した集客イベントの動員人数	件	地域振興課資料	7,946 (令和2年度)	↑
集客イベント開催を希望する個人及び団体への町有施設の貸出数	件	地域振興課資料	2 (令和2年度)	↑
検索キーワード「広陵町」で主要な検索エンジンにインデックスされたWEBページ数	件	地域振興課資料	3,860,000 (令和3年度) * 令和3年9月末現在	↑

【展開方向2】地域間交流の推進

<目標>

他自治体との交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解し合いながら、町外からより多くのヒト・モノ・カネを引き込めるようにします。

<手段>

- 交流体験を通して学んだことを友達と共有するなど、知識や体験が伝授されることにより、より感受性が豊かな子どもの育成に結びつくよう、福井県美浜町との交流事業の充実を図ります。
- 地域のイベントにおいて、協定締結市町村の特産品を相互に販売し合うなど、前例にとられることなく、より高い費用対効果を伴った交流事業を推進します。
- 他自治体との地域間交流の実績や情報を積極的に情報発信することで、より多くの自治体が本町に興味をもち、交流機会の創出に結びつけます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
観光交流や産業に関する連携・協力協定を締結した自治体の数	件	企画政策課資料	3 (令和2年度)	↑
地域間交流事業への参加者数	人	地域振興課資料	42 (令和元年度)	↑
連携・協力協定を締結した自治体相互間の地場産品販売総額	円	地域振興課資料	0 (令和2年度)	↑